

平成26年土幌町議会第4回定例会

1 議事日程第1号

12月11日（木曜日）午前10時開会

日程番号1	会議録署名議員の指名
日程番号2	会期の決定 (諸般の報告)
日程番号3	行政報告
日程番号4	教育行政報告 (今期議会議案提案理由総括説明)
日程番号5	監報告第1号 例月出納検査報告
日程番号6	議報告第6号 総務文教常任委員会所管事務調査報告
日程番号7	議報告第7号 産業厚生常任委員会所管事務調査報告
日程番号8	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
日程番号9	議案第1号 とかち広域消防事務組合の設立について
日程番号10	議案第2号 北十勝消防事務組合同約の変更について
日程番号11	議案第3号 北十勝消防事務組合の解散について
日程番号12	議案第4号 十勝圏複合事務組合同約の変更について
日程番号13	議案第5号 農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについて
日程番号14	議案第6号 損害賠償額の決定及び和解について
日程番号15	議案第7号 副町長の選任について

2 出席議員（12名）

1番 秋間 紘一	2番 飯島 勝	3番 森本 真隆	5番 細井 文次
6番 出村 寛	7番 服部 悦朗	8番 清水 秀雄	9番 中村 貢
10番 和田 鶴三	11番 大西 米明	12番 加藤 宏一	13番 加納 三司

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育委員長	力石 憲二
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	寺田 和也	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森 三宜子
産業振興課長	高木 康弘	建設課長	増田 優治
道路維持担当課長	佐藤 英明	子ども課長	高橋 典代

病院事務長	奥村 光正	特別養護老人ホーム施設長	金森 秀文
子ども課長	高橋 典代	消防署長	荒田 雅則

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	堀江 博文	参与	笠谷 直樹
教育課長	辻 亨	給食センター所長	鈴木 典人
高校事務長	藤村 延		

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	遠藤 政雄
------	-------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	瀬口 豊子	総務係長	藤内 和三
------	-------	------	-------

9 議事録

(午前10時00分)

加納議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。</p> <p>定足数に達していますので、これより平成26年第4回土幌町議会定例会を開会いたします。</p> <p>会議に先立ち、ここで引き続き5期目の町政を担うことになりました小林康雄町長から就任挨拶の申し出がありましたので、これを許します。町長。</p>
小林町長	<p>議長のお許しをいただきましたので、5期目の町政推進にあたってのご挨拶をさせていただきたいと思っております。</p> <p>任期満了に伴う町長選挙は、11月25日に告示されましたが、無投票にて5期目の町政を担当させていただくことになりました。町民の皆様の深いご理解と温かいご支援に、衷心より感謝を申し上げますとともに、その責任の重さをしっかり認識をしながら町政を推進してまいりたいと存じます。</p> <p>今、財政の硬直化、少子高齢化から人口減少、TPPなどによる農業情勢の変化、景気・経済の地域間格差などが進行する中、町政を取り巻く環境も、行財政、産業経済、町民生活といずれの分野においても、多様で厳しい状況にあります。今一度原点に立ち返るとともに、時代のニーズをしっかりと見据えながら、町政の推進に全力を傾注してまいります。</p> <p>第5期町政の推進に向けては、選挙公約として申し上げたとおり、公平公正で・ニーズにしっかりと適応する町政・安心・安全と生きがいを実感する町政・協働で地域力を高める町政を基本姿勢に、協働する町づくりの更なる推進、健全な財政に留意しつつ、メリハリのある町政を政策展開の基本としながら、農業・農村の多面的機能を活かした</p>

		<p>士幌型農業+αの展開、農商工連携の推進と商工業の活性化、きめ細かさやふれあいによる優しい地域社会の形成、定住の促進・町民活動などたくましい地域づくり、子育て環境の充実と産業担い手の育成、十勝の地域力を高める広域的な行政への寄与を重点施策として、士幌の人・産業・資源を活かした「活力のある町」、士幌に住む全ての人々が、安心・安全、生きがいを実感できる「豊かな町」を目指して、新しい町づくりに挑戦をしまっている所存であります。町政をめぐることは、経済のグローバル化や地方創生の動向など、今後更に多用で厳しくなることを認識しなければなりません。時代のニーズや地域の状況を充分踏まえ、様々な議論や検証を重ね、的確な判断をしながら積極的に町政を推進してまいりたいと存じますので、議員各位の一層のご叱正、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます、5期目の町政推進にあたってのご挨拶とさせていただきます。</p>
1	加納議長	<p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、清水秀雄議員及び9番、中村貢議員を指名いたします。</p>
2		<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本定例会の会期は、去る12月8日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から12月17日までの7日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日から12月17日までの7日間に決定いたしました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時05分 休憩 午前10時07分 再開</p>
	加納議長	<p>それでは、休憩を解き会議を再開いたします。</p> <p>これから諸般の報告を行います。</p> <p>閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告により了承願います。</p> <p>各議員から報告事項があれば報告願います。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p>
3	加納議長	<p>なければ、これで諸般の報告を終わります。</p> <p>日程第3、行政報告、町長から行政報告の申し出がありましたので、</p>

小林町長

これを許します。町長。

本日ここに、第4回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には年末を控えて何かとご多用の折りにもかかわらず、ご出席を賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

ただいまから、本年9月以降現在までの行政の経過について、ご報告申し上げます。

はじめに、過疎法の適用外町村への支援についての取り組み状況ですが、平成24年11月2日に全国の34町村により活動をスタートしました「過疎法適用外小規模町村連絡会議」は、賛同町村が37町村となり、9月22日に14自治体の町村長等で、二之湯 智 総務副大臣及び総務省関係部局に対し、支援拡充の要請を実施いたしました。更に10月15日には、北海道町村会総務建設常任委員会の要請活動の際に、長谷川岳総務大臣政務官、大石利雄事務次官などに要請を行ったところであり、今後も、全国及び北海道町村会と連携しながら、支援要請活動に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、消防の広域化についてですが、9月9日の全員協議会において、消防広域化に向けた一部事務組合格約の概要、災害出動計画、消防職・団員非常召集計画について説明をさせていただき、その後、各市町村議会の意見等を集約した結果、広域消防事務組合格約の制定については、全市町村で「反対意見なし」「条件付賛成」を含め「可」となったところであり、この結果を受け、「とちかち広域消防事務組合格約」について、消防署長、担当課長、副市町村長の会議において調整が行われ、11月4日開催の市町村長会議において確認をしたところであり、本定例会に新組合格約制定について審議をいただく予定であります。あわせて、北十勝消防事務組合の解散及び北十勝消防事務組合格約変更の審議も予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、TPP交渉についてであります。9月以降、年内合意に向け協議が加速化されており、事務レベル協議をはじめ、首席交渉官会合、閣僚会合、11月10日には首脳会合が開催されております。首脳会合では、「交渉は重要な進展があった、終局が明確になりつつある。」との声明が採択されておりますが、合意の目標時期は明記されておらず、難航分野の決着を目指し、交渉官会合や閣僚会合で協議を進めるとのことです。再来年11月の米大統領選挙を控え、来年前半の大筋合意との報道もあり、引き続き予断を許さない状況でありますので、今後も国会決議の堅持と情報開示の徹底を強く求め、地域挙げての取り組みを推進してまいりたいと存じます。

次に、節電の取り組みについてですが、今夏の国が示した電力需給対策による節電方針は「無理のない範囲での節電」となりましたが、環境マネジメントシステムの取り組みとして、町有施設の目標を昨年同様の平成22年度対比7%と定め節電を行ったところ、7月から9月までの実績で10.3%の節電となったところであり、今冬の節電については、国が示した節電方針は夏期同様「無理のない範囲での節電」ですが、道は節電・停電対策本部会議を開催し、家庭や企業向けの節電方法をまとめた「北海道・冬の安全プログラム」

を決定しております。本町におきましても、十勝地域電力需給会議において示された国・道の方針に基づき、夏期の取り組みに引き続き、冬期においても節電に取り組むこととしております。町有施設の取り組みについては、実施期間を平成26年12月1日から平成27年3月31日までとし、夏期同様に7%以上の節電目標としておりますが、厳寒期の節電になりますので、健康面での影響にも配慮しながら取り組みを実施してまいりたいと存じます。また、町民の皆様に対しましては、町広報、役場だよりなどにより節電のお願いを行い、家庭、団体、事業所のご協力をいただきながら、無理のない範囲での節電に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、コミュニティバスの試験運行については、4月1日から10月31日までの7か月間の運行・利用状況は、土・日祝日を除く147日間運行し、延べ2,873名の方にご利用いただき、1日平均で19.5名となったところであります。内訳は、北回り便1,063名、南回り便1,810名となり、北回り便の利用率が南回り便に比べ低く、特に北回り便の1便は、空バス（未利用）が50.3%と利用が低い状況となっております。利用者によるアンケートの結果はおおむね好評ですが、運行ルートや運行時刻についての見直し意見とあわせて、通年運行を望む声が寄せられており、今後、冬期間の利用状況を細かく把握しながら、本格運行に向けた検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、消防車両の購入についてですが、緊急防災・減災事業により、導入後31年経過していた消防団の水槽付消防ポンプ自動車を、「キャプス」という泡によって消火を行う装置をはじめ最新装備を搭載した消防車両に更新し、東日本大震災以降、重要視されている消防団による地域防災力の増強・機能強化を図ったところであります。

次に、NPO法人士幌町障がい者支援の会が運営する新たな士幌町障がい者総合施設の新築工事は、9月24日に振興局の中間検査が行われ、また、11月5日には法人内部の関係者による見学会が行われました。工事は11月末をもってほぼ完了し、近く完了検査の後、法人への引き渡しが予定されており、来年4月からの事業開始に向け、順調に進捗しているところであります。

次に、「地域創生研究会」の開催についてですが、庁内の政策推進調整会議のメンバーに専門家を加えた検討会議として、第6期町づくり総合計画策定に向け、人口減少の状況や農業をはじめ産業経済の動向を検証しながら、“地方創生”の施策を検討するため、11月10日に第1回目の研究会を開催いたしました。この研究会では、現在委託中の「人口動態・農業経済動向調査」の経過報告を受け、オブザーバーとして帯広畜産大学の志賀永一教授から、十勝・士幌町農業の特徴について説明をいただきました。また、北海道大学公共政策大学院の小磯修二特任教授からは、総合計画策定に向けての取り組みや意義についてのアドバイスをいただいたところであります。なお、小磯先生には、同日午後6時から開催した『第1回地方創生セミナー in 士幌』の講師として、『地方が輝くために～創造と革新に向けての地域戦略』と題した講演をいただき、今後の町づくりを考える地域戦略について多くの示唆をい

いただきました。

次に、土幌町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画並びに、土幌町障がい者福祉計画及び第4期障がい福祉計画、健康イキキしほろ21計画は、アンケート調査、団体とのヒヤリング等を実施し、12月3日に第3回保健医療福祉総合推進協議会に、各計画の骨子案を提出したところであります。今後は、各計画の素案及び介護保険料の見込みについて、年明けに推進協議会の議論とあわせ議会にも説明させていただき、ご意見を賜る予定であります。

次に、収穫作業を終えた今年の農作物の状況ですが、春耕期は高温・小雨で推移したため、播種作業は例年より早く終了しました。しかしながら、小麦の一部ほ場において、凍上害の影響による欠株や生育ムラが発生し、また、てん菜においては、4月下旬の降霜により、大きな被害が発生しました。その他の作物につきましては、5月以降、天候が順調に推移したため、おおむね平年並みに生育したところであります。作物別では、小麦については、播種時期の天候不順や凍上害による茎数不足などにより、総収量は10アール当たり481kg（8.02俵）、製品収量は10アール当たり436kg（7.27俵、製品歩留まり90.6%）となりました。ばれいしょにおきましては、株当たり着粒数は平年並みであります。1個重が大きく、収量は平年を上回る見込みであります。豆類は、徒長傾向で生育したため一部倒伏が発生し、金時では色流れなどの品質低下が一部で見られましたが、収量は平年を上回る見込みであります。また、てん菜は、4月下旬の降霜害や全町的に発生した西部萎黄病などの影響により、平均収量は6tを下回る見込みであり、糖分についても平均で16.0%程度の低いものとなる見込みであります。なお、詳細につきましては、農業振興対策本部がまとめた資料をご参照願います。

次に、酪農・畜産関係についてであります。粗飼料生産の内、牧草の収量については、1番草は10アール当たり2,375kgで平年を下回り、2番草は10アール当たり1,420kgと平年を上回りましたが、合計収量では平年を下回りました。デントコーンについては、生総重量で10アール当たり6,267kg、乾物収量1,770kgと平年を上回っております。生乳の生産動向につきましては、本年度の生乳計画生産数量は、前年度対比で全道103%、本町102.6%を目標としてスタートしましたが、酪農家戸数の減少と飼養頭数の減少が要因で、実績は、10月末累計では全道で98.2%、本町は101.2%と計画を下回っております。肉牛情勢については、乳用種肥育素牛の出回り不足による素畜費の高騰と配合飼料を含む諸資材の高止まりにより、関係諸対策を受けても、肥育牛の損益は生産原価を大幅に下回る厳しい経営状況が続いております。更に、日豪EPA関連法案が成立し、今年度内に発効されることから、今後、肉牛産地への影響が懸念されます。

次に、農業共済事業の組織再編についてですが、家畜診療業務の取扱い等について未だ合意に至らず、先の十勝管内組織再編検討委員会において、再編の時期を平成28年4月に延伸することとしたところであります。このよう

な状況の中で、去る9月24日と11月26日の2回にわたり、町内酪農畜産関係者に参集いただき、北海道農業共済組合連合会の再編担当者と家畜共済に係る意見交換会を開催し、町内関係者からは活発に問題点を提起していただきました。今後とも、本町の事業運営の特徴である高い加入率や効果的なサービスなどが維持出来る再編となるよう協議を重ね、対応してまいる所存であります。

次に、農業共済事業の年内の支払共済金見込ですが、小麦については、41戸2,017万円、畑作物では、ばれいしょは、19戸518万円、玉ねぎは2戸476万円、小豆、いんげん類では支払いはありません。てん菜、全相殺大豆、スイートコーンについては未確定となっております。今後は、てん菜、スイートコーンは明年1月下旬に、全相殺大豆は3月下旬の支払予定となっております。

次に、商工業関係であります。本年度の土幌町プレミアム商品券発行事業につきましては、土幌町商工会において2回に分けて実施することとなり、夏の第一弾及び冬の第二弾を合わせて、発行総額約1億500万円で実施しております。商品券取扱店も町内の商店や事業所等のほとんどの参加をいただき実施されております。現在、冬の第二弾プレミアム商品券事業を実施中であり、発行額約6,240万円で、年末から来年2月末までの使用期間において、消費がより一層活発になることを期待しております。

次に、昨年から実施しております住宅リフォーム費用助成事業ですが、10月末現在の申込状況は13件で、助成金予定交付額は約100万円となっており、前年に比べやや減少しているところでありますが、町内施工業者への発注にあわせ、助成金を商品券で交付することにより、町内経済の活性化に直結する事業として期待しているところであります。

次に、国道新ルートを活かした拠点づくりについてであります。9月に委託業務の発注を行い、基本計画案の策定を進めているところであり、議会、関係機関と協議を行いながら本年度末には基本計画を取りまとめる予定であります。いずれにしましても、国道新ルートをいかし、農畜産物や地場産品を使った特産品の提供のほか、本町の商店や観光情報の発信など、町の活性化が図れる拠点づくりを目指す所存であります。

次に、国道の整備要望についてですが、平成25年度に設立した北十勝4町国道整備促進期成会の中で、今年度につきましては、7月31日に道路管理者である北海道開発局帯広開発建設部に整備要望書を提出したところであります。この要望のうち本町に係わる事案は、道路インフラの老朽化対策として、点検、診断、補修等に対する財政の支援の充実を図るとともに、人材育成等を含めた技術、体制面での支援の要望と、国道241号の冬期通行の安全確保対策として、以前から交通事故の発生などが危惧されている、土幌市街入口付近から中土幌市街地までの区間について、吹雪による視程障害と吹きだまりによる通行障害を軽減する防雪柵の設置、轍掘れなどによる路外逸脱事故と凍結路面を軽減する路面オーバーレイ等の実施を要望いたしました。この

士幌町内の要望に対する帯広開発建設部の見解は、道路インフラの老朽化対策については、道路メンテナンス十勝地方会議を設立し、その中で財政及び人材面での支援を検討しており、国道241号の冬期通行の問題については、路面補修など早期に着手可能な要望事項から実施をしたいとの回答があり、早速15号～21号間3.1kmについて実施されました。なお、残り800mについても、追加措置として年内に実施される予定であります。また、防雪柵の設置については、設置の可否に関する調査等から着手したいとの回答がありました。いずれにしましても、国道241号は農産物の輸送や住民生活に密接に関わる重要な道路であり、これからも早期に交通渋滞の緩和と安全で円滑な通行が出来るよう要請してまいりたいと存じます。

次に、国道241号桜並木の環境整備については、およそ40年にわたって維持管理をしてきたところですが、ここ数年で風害や冬期の融雪剤による塩害等のため立ち枯れが目立つ状況となっており、町としましては、枯れている木の処分を地域保全隊の協力をいただきながら環境整備を行っているところであります。また、エゾヤマザクラの植栽については、道路の影響を受けない場所に集中して植える方向で、来年度以降に植栽を行ってまいりたいと存じます。

次に、「国営かんがい排水事業」の執行状況については、「富秋士幌川下流地区」のうち、本町にかかる「富秋地区」は、今年度から排水路の工事着手を実施しております。施工箇所は富秋排水路・士幌南排水路の2箇所となっており、調査設計については、来年度の工事着手に向け、地権者に設計内容の承認をいただいた一部の区間は、用地確定測量を実施しているところであります。「士幌西部地区」の工事の執行状況は、吉野排水路から第7号明渠排水路を施工しており、工事区間は、国道274号から川西28号線南側まで年度内完成に向け着手され、調査設計については、上流部の新設区間の調査設計が実施されております。今後、関係者並びに地権者との路線選定に向けた協議を進めてまいりたいと存じます。この国営事業両地区とも、事業の完成により周辺農地への湛水被害が解消され、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する効果が大きいことから、これからも関係機関に対し、事業の早期完成に向け強力に要請してまいりたいと存じます。

次に、「多面的機能支払い交付金事業」は、各保全隊とも地区施設周辺の環境整備と道路の草刈り、砂利散布などの各種活動が終盤を迎えているところであります。また、明渠排水路の維持保全にかかる外部委託などが実施されておりますが、町はこれまで同様、本事業の趣旨であります「地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し強い農業を創り上げる」ことを踏まえ、保全隊の取り組みを、積極的に支援してまいりたいと存じます。

次に、建設事業の執行状況であります。土木関係では、士幌33号線防災安全交付金道路災害防除工事を含め33件の発注を行っており、このうち金額で約80%の工事について完成しております。土地改良関係では、道営事業の

畑総事業4地区の圃場整備と農道整備、新田地区草地整備事業について実施されております。また、町が実施する団体営事業では、実勝第2地区ふるさと農道工事を含め8件の工事を実施しております。建築関係では、町有施設の塗装工事を含む16件が発注となっており、高齢者向け公営住宅若葉団地新築工事が完成したところであります。水道事業関係では、道路工事に関連する移設工事を含め16件を発注したところで、総て年度内の完成を予定しております。その中でも、「土幌町簡易水道の整備」は、土幌及び中土幌市街を含む本町の中央を縦断する地域に、安全で安定的に給水することを目的として整備に着手しております。予定した浄水場の施設整備及び周辺整備工事などを逐次発注し、今年度予定した工事については年度内に完成予定となっております。また、来年度からは、道営農地整備事業として行うべく準備を進めております。これらの各関係建設事業のうち、現在も工事中の事案につきましては、契約工期のとおり年度内に完成させるべく実施中であります。

次に、町内行事であります。敬老会は、9月4日にプラザ緑風で、2日、17・18日には特別養護老人ホームにおいて開催されました。本年度のプラザ緑風で開催された敬老会は、在宅で77歳・88歳の節目を迎えられた、116名の皆様に招いて実施したところであります。9月30日を基準日としての75歳以上の方は、1,054名で、敬老会への招待対象とならなかった828名の方々には、昨年同様、長寿へのお祝いメッセージとあわせ「プラザ緑風」の無料入湯券を、また、100歳を超える方7名には長寿記念品を贈呈したところであります。10月19日には、「第15回しほろ収穫祭」が、風も無く穏やかな天気の中開催され、町内はもとより道内各地からの大勢の来場者で賑わいました。恒例のしほろジャンボ鍋やうどん、玉ネギ・じゃがいもの詰め放題をはじめ、しほろ牛肉の「カットステーキ」では、約2,300食が11時に完売するなど、いずれのコーナーも長蛇の列ができました。また、札幌土幌会会員による子ども縁日の出店、ステージイベントでは、「土幌町食と観光大使」である歌手の戸川よし乃さんによる歌謡ショーをはじめ、ビンゴゲーム大会などが行われ、会場は大いに盛り上がりました。

次に、11月3日に十勝土幌ふる里会総会がグリーンパーク上野で会員28名が出席し開催され、新たに事務局長を選任し組織体制の強化を図ることとなりました。本町からは私と秋間副議長、JA篠原常務、事務局員の4名で参加し、林政芳顧問、伊東祐忠会長はじめ出席会員皆様の歓迎を受け、総会後に行われた懇親会では、町歌の斉唱、抽選会、伝統大道芸の披露などもあり、楽しいふる里談議の会となりました。

次に、11月7日から9日まで、姉妹都市提携20周年記念事業「美濃市訪問ツアー」を、20名の参加者で開催いたしました。うだつの町並み、美濃和紙の里会館など市内視察、産業祭に参加するとともに、武藤市長、古田議長はじめ市議会議員、美濃土幌会、花みこし連会員など総勢41名による歓迎交流会が行われました。交流会では、武藤市長より訪問团团長の柴田副町長へ記念の提灯が贈呈されました。本町からも20周年の記念として「十勝石の加工品」をお贈り

する予定であり、今後更に姉妹都市として交流を深めてまいりたいと存じます。なお、11月8・9日は美濃市産業祭が開催され物産展従事者8名が参加し、美濃市との交流を行ってまいりました。物産販売では、例年同様ポテトチップスや馬鈴薯など多くの物産を買い求めていただき、大変好評を得たところであります。

次に、受賞関係ではありますが、統計調査員を30年間担っていただいた商工会経営指導員の高下慎一さんが、北海道社会貢献賞（統計功労）を受賞され、11月11日に伝達式が行われました。11月18日には、士幌消防団及び上居辺へき地保育所幼年消防クラブ、佐倉へき地保育所幼年消防クラブの3団体が、火災予防活動など日頃の防災思想の普及などの功績が認められ、北海道消防表彰を受賞されました。また、友愛の三木正美さんには、10年以上にわたり交通安全指導員として、交通安全運動の推進に寄与されたとして、北海道から感謝状が贈られました。

次に、国民健康保険病院の経営状況についてご報告申し上げます。

10月末までの結果ではありますが、初めに患者数については1日平均で、入院では予算50人に対し45.0人、外来では予算110人に対し100.5人の実績となっており、予算達成率では、入院90.0%、外来91.3%となっております。前年度実績と比較してみますと、入院では3.7人の減、外来では9.1人の減となっております。また、病床利用率の動向については、本年4月～10月までの入院患者が一般病床で5,797人、67.7%、療養病床で3,831人、89.5%、合わせて75.0%となっているところであります。次に、10月末までの収益についてですが、入院では予算額2億938万円に対し1億9,148万円、外来では、予算額1億2,365万円に対し、1億640万円の実績となっており、予算達成率では、入院91.5%、外来86.1%となっております。前年度実績と比較してみますと、入院では1,464万円の減、外来では1,350万円の減となっております。以上、7か月間の実績を当初予算及び前年度実績と比較して申し上げましたが、当初予算に対しても入院及び外来ともに下回っている状況となっております。費用の面からは、材料費の見直しを含め経費縮減に向けた努力と、ジェネリック薬品の使用拡大や薬品、診療材料の在庫管理の徹底を継続して行っております。病院事業費用10月末の状況は、医師の減員による給与費の減少が主な要因となり、前年比2,954万円の減となっているところであります。6月の病院長懲戒処分後は医師の3人体制が続き、町民の皆様にご迷惑をおかけしているところでありますが、医師の確保につきましては、医師紹介業者への登録、大学医局への依頼などを行い、現在までに4人の医師と面接したところであり、明年1月1日付けで内科医1名を採用することが内定いたしました。8月に設置しました「国保病院庁内改革検討委員会」での検討も行いながら、町民に信頼される地域医療の提供を目指して、病院スタッフともども全力で取り組んでまいりたいと存じますので、議員各位の一層のご指導とご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、今期議会に上程しております案件は、専決処分の承認1件、とか

4 加納議長
堀江
教育長

ち広域消防事務組合の設立について1件、北十勝消防事務組合規約の変更1件、同事務組合の解散について1件、十勝圏複合事務組合規約の変更1件、農業共済事業の特別積立金取崩しについて1件、損害賠償額の決定及び和解について1件、副町長の選任について1件、条例制定1件、条例の一部改正5件、平成26年度一般会計ほか7特別会計の補正予算8件のあわせて22件であります。

それぞれ詳細をご説明いたしますので、充分ご審議をいただき可決くださるようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

日程第4、教育行政報告、教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。教育長、登壇願います。

平成26年第4回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

はじめに、9月開催の教育委員会定例会において力石委員長及び末永委員長職務代理者が再任されたことを報告申し上げます。引き続き、力石委員長を中心として、様々な教育課題を解決すべく一層の努力を重ねていきたいと存じます。また、力石委員長におかれましては、今年度の地方教育行政功労者文部科学大臣表彰の被表彰者の決定を受け、11月7日に十勝教育局長から表彰状が伝達されました。この表彰は、地方教育行政に顕著な功績を残した個人を対象に選考され、今年度は全国で155人、道内で5人、十勝管内では力石委員長お一人が受けたものでございます。

次に、学校教育関係について報告申し上げます。本年度の士幌町教育研究大会は、9月19日、士幌小学校を会場として開催されました。大会の主題は、「確かな学力と豊かな心でたくましく士幌の未来を拓く子どもの育成」とし、研究主題を「自主的に取り組み、自分の考えを適切に表現できる子どもの育成」と設定して公開授業と研究協議及び町内各学校の実践交流を行いました。本研究大会は、教師の実践力の向上を目指すことを目的に、士幌町学校教育振興会が主催して開催したもので、町内教職員をはじめ多くの関係者の参加を得て、教育活動の実状をごらんいただきました。また、10月17日には北海道へき地・複式教育研究連盟が主催する第63回全道へき地複式教育研究大会十勝大会の第2分科会が上居辺小学校を会場として開催されました。大会スローガンは、『大空と大地の恵み「十勝野」に生き、新しい時代を切り拓く子らに、豊かな心と確かな学力を』とし、研究主題を「主体的・創造的に学び、豊かな心でたくましくふるさとを切り拓く子供の育成」として、へき地複式教育の特性を生かし、学級経営と学習指導の充実を目指して研鑽を深めたところです。今後とも教育研究を通して教員が指導力を高め児童・生徒一人ひとりに応じた教育活動を展開するために、さらに研修を深めていくよう指導してまいりたいと存じます。

次に、来年度の新入学児童数の予定は、12月1日現在58名で本年度より5名減の予定であります。過日、就学児健康診断を実施したほか、教育支援委員会を開催して児童の能力や適性に応じた就学のあり方を協議いたしました。その結果に基づき、今後適切な就学校の指定手続きを進めていくことにしております。

次に、小・中学校の文化的活動についてであります。9月27日に開催されました中央中学校第47回文化祭は、全生徒が力を合わせ、心を一つにして作り上げたすばらしいイベントになりました。特に、学年別の合唱コンクールは、観賞した保護者や町民に多くの感動を与え、生徒の集中力や連帯感・達成感など沢山の成果を上げることができました。また、中士幌小学校では11月1日に学芸会が開催され、プログラムの最後には全校児童52名によるジブリソングメドレーの器楽合奏が行われました。この全校児童による器楽合奏は、11月14日幕別町百年記念ホールで開催の北海道音楽教育研究大会十勝大会において記念演奏校として出場し、多くの観客に感動を与えたところでございます。このほか、各小学校の学習発表会では、全校児童が力を合わせて取り組んできた演目や日頃の学習成果が披露され、保護者や地域の方々に大きな感銘を与えましたが、こうした文化的な行事を通して身につけた力が、さらに今後の成長に繋がっていくことを期待するものです。

続いて、十勝管内教育委員会連絡協議会及び十勝中学校文化連盟が主催する十勝子ども大会が11月8日、9日の両日開催され、美術、書道、技術・家庭、社会科などの作品展示が行われましたが、各分野の審査の結果、町内各小・中学校から出展した作品313点の内、特選12点を含む64点が入賞するという好成績を収め、特選の内2点は12月12日から開催される全国中学校総合文化祭沖縄大会に出展されております。入賞作品は、12月3日から総合研修センターでロビー展を開催し、今も大勢の方々にごらんいただいているところですが、今後とも子どもたちの学習成果を広く紹介して、その頑張りを支援していくことといたします。そのほかには、町内全ての小・中学校が参加した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果が11月末に道教委から公表され、教育委員会には町内全体の結果、各学校には自校の結果がそれぞれ提供されたところであります。この段階では、町内児童生徒の結果について分析を進めているところですが、この後、分析の結果に考察を加え、本町児童生徒の体力・運動能力の現状と課題を町広報紙を通してお知らせすることにしております。

次に、学校給食関係について報告申し上げます。学校給食センターでは、10月・11月を「ふるさと給食月間」として地場産の農畜産物やそれらを加工した特産品を学校給食の食材としてメニューに取り入れ、土幌ならではの美味しい給食を子どもたちに味わってもらいまし

た。特に、町肉牛振興会からは一昨年から引き続き「しほろ牛肉」の提供を受け、美味しい給食を味わうことができました。ふるさと給食は、食育を推進し食と農を学ぶ上で極めて有効な教材であり、これらを提供いただきました同振興会に対し深く感謝を申し上げます。

次に、土幌高等学校関係では、本年度の海外文化交流事業が10月25日から12日間の日程で米国コロラド州を訪問いたしました。交流団は3年生9名、引率教諭1名で6月に来町したキャッスル・ビュー高校を訪問しましたが、生徒との交流やホームステイなどを通して米国の風土や生活・文化に触れ、多くの成果を得て無事帰国しました。生徒にとっては、今後の人生において大きな糧になる貴重な体験になったものと思います。また、東京銀座の百貨店で開催されたホクレン大収穫祭では、学校紹介発表や販売を行いました。その他にもしほろ収穫祭、帯広での農業高校食彩フェアやオールとかち大収穫市など、町内外での農産物・肉加工品等の販売活動は、本校のPRの一翼を担っているものであります。来年度の生徒募集につきましては、一日体験入学を9月19日に実施し、土幌町中央中学校を始め、昨年より多い管内23校から中学生85名と保護者が参加しました。参加した生徒に食品製造や農場見学、英会話や社会の授業体験をしてもらい本校の魅力をわかりやすく伝えたところです。また、土幌町中央中学校・上土幌中学校等の説明会に出向き、生徒や保護者に対して学校概要等を説明し、さらに管内中学校訪問によって、帯広市内・音更町をはじめとした近郊の町にも生徒募集活動を実施したところです。

次に、社会教育関係について報告申し上げます。本年度の文化祭は、11月2日から3日間、総合研修センターで開催し、町内文化サークルや児童生徒の作品1,458点が出展され、入場者に感動と感銘を与えていただきました。各団体や個人は、日常の文化活動を通して本町の文化の振興に大きく寄与しており、今後とも自主的な活動が積極的に進められるよう環境の整備を図っていきたくと存じます。また、町民文芸誌「ぬぷか」第34号がこの程刊行され多くの方々にご愛読いただいています。今回は、特集テーマを「私の生きてきた道」として作品を募集しましたが、それぞれの筆者の直接的な思いが表現された作品が多く寄せられ、思わず息をのむような迫力のある作品や優しさを感じさせる叙情的な作品に出会い、改めて人が感情を表現した文章の説得力の強さと自分の思いを素直に表す大切さを教えられました。町女性団体連絡協議会は、12月7日に「しほろ女性まつり」を開催し、町男女共同参画審議会との共催により映画「ジョバンニの島」を上映しましたが、この映画は鑑賞した多くの町民に領土問題や多くの方が知ることができなかった戦後の北方四島の歴史について考えさせ、深い感動を与えました。また、当日は会場となった総合研修センターで、一坪ショップやチャリティ販売会など多彩で有意義な催しも行われ、参

加した町民を楽しませる一日となりました。

次に、体育関係では、10月13日に「町民スポーツの集い」を開催し、駅伝競技では45チーム184人と多くの町民が参加して、健脚を競いました。この日は、併せて町陸上競技協会主催のタイムトライアルや走り方教室が開催されたほか、12日には町パークゴルフ協会主催によるパークゴルフ大会も開催され、残り少ない期間となった屋外スポーツを楽しんでいただきました。なお、しほろ清流パークゴルフ場の利用につきましては、11月8日をもって本年度の使用を終了しましたが、町パークゴルフ協会には、シーズンを通してコース管理や大会運営などに多大なご協力をいただき深く感謝申し上げます。また、後期町民体育祭は、11月24日には一般の部、11月30日には小学生の部のミニバレー大会を開催し、熱戦が繰り広げられて会場は大いに盛り上がりました。間もなく冬季スポーツシーズンを迎えようとしていますが、町営スケートリンクの造成・管理につきましては例年同様町スケート協会にお願いすることとし、今年度も各種大会を開催する予定となっております。

以上申し上げ、教育行政報告といたします。

加納議長

これで行政報告は終わりました。

なお、行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。

ここで本定例会に提出された議案について理事者から提案理由総括説明を求めます。副町長。

柴田副町長

平成26年第4回議会定例会に提案させていただく議案についてありますが、専決処分にかかわる承認1件、とちち広域消防事務組合の設立についての規約制定、北十勝消防事務組合規約の変更、北十勝消防事務組合の解散について、十勝圏複合事務組合規約の変更についての一部事務組合関係の規約についてが4件、農業共済事業関係が1件、人事案件1件、条例の制定1件、条例の一部改正が5件と補正予算が8件の計22件であります。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、今回の衆議院議員選挙にかかわる補正予算について11月21日付で専決処分し、その承認を求めるものであります。

次に、議案関係であります。議案第1号はとちち広域消防事務組合の設立についてであります。十勝19市町村で広域消防事務組合を設立し、消防に関する事務を共同で処理するためその規約を制定するもので、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号は、北十勝消防事務組合規約の変更につきまして、とちち広域消防事務組合を新たに設立することに伴い北十勝消防事務組合の解散後の事務の承継を円滑に行うため、あわせて組合規約に係る条文を追加するもので、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号は、北十勝消防事務組合の解散についてでありまして、とかち広域消防事務組合の設立に伴い北十勝消防事務組合を解散しようとするもので、その議決を求めるものであります。

議案第4号 十勝圏複合事務組合同規約の変更につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、組合の教育委員会組織の変更について議決を求めるものであります。

議案第5号は、農業共済組合事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取り崩しについて議会の議決を求めるものであります。

議案第6号は、職員の公務中の公用車の物損事故について和解が成立したもので、その和解について議決を求めるものであります。

議案第7号は、人事案件でありまして、副町長の選任にかかわる人事案件であります。

議案第8号からは条例関係で、まず士幌町保育の必要性の認定に関する条例案であります。子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の必要性の認定へ移行することにより保育の実施に関する条例を廃止して、新たにこの条例を制定しようとするものであります。

議案第9号から12号までは、議員、特別職、職員等の給与等について本年8月の人事院勧告に伴い、給与、手当、報酬について一部改正をしようとするものであります。改正の主なものは、給与表の改正、勤勉手当の改正、通勤手当の改正でありまして、それぞれ実施時期を本年4月1日にさかのぼり、改正しようとするものであります。

議案第13号は、国民健康保険条例の一部を改正する条例でありまして、産科医療補償制度の掛金の見直しにより関係法令の一部改正によりまして出産育児一時金について改正をしようとするものであります。

補正予算につきましては、一般会計及び7特別会計の補正であります。

それぞれ議案提案の都度詳細を説明いたしますので、審議を賜り、可決決定いただきますようお願い申し上げます。総括説明といたします。

加納議長 ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5 日程第5、監報告第1号「例月出納検査報告」を行います。

職員に朗読させます。

藤内 監報告第1号。

総務係長	<p>平成26年12月11日。</p> <p>士幌町長、小林康雄様。士幌町議会議長、加納三司様。</p> <p>士幌町監査委員、佐藤宣光。士幌町監査委員、出村寛。</p> <p>例月出納検査報告。</p> <p>例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>例月出納検査報告書。</p> <p>平成26年度8月分、平成26年9月22日、平成26年度9月分、平成26年10月20日、平成26年度10月分、平成26年11月20日、いずれも佐藤、出村監査委員。</p> <p>下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査をしたところ、いずれも適正であった。</p> <p>記以下記載のとおりですので、朗読を省略します。</p> <p>以上です。</p>
加納議長 佐藤代表 監査委員 加納議長	<p>代表監査委員の補足説明があれば求めます。</p> <p>ございません。</p> <p>これで例月出納検査報告を終わります。</p>
6	<p>日程第6、議報告第6号「総務文教常任委員会所管事務調査報告」を行います。</p> <p>職員に調査事項及び所感のみ朗読させます。</p>
藤 内 総務係長	<p>議報告第6号。</p> <p>平成26年12月11日。</p> <p>士幌町議会議長、加納三司様。</p> <p>総務文教常任委員会委員長、服部悦朗。</p> <p>総務文教常任委員会所管事務調査報告。</p> <p>本委員会は、閉会中に所管事務調査を実施したので、その結果を報告します。</p> <p>第1、調査事項。収納状況について。管外町有地の状況について。8ページをごらんください。</p> <p>第5、所感。1、収納状況について。町税・使用料等の滞納は多くの自治体が抱える問題で、その対策に大変苦慮している現状が推察される。本町においても、全体の収納率では高い水準を維持しつつ滞納額についても減少しているが、平成25年度における税・保険料の過年度分を含めた滞納額は4,100万円となり、各使用料等も含めると8,000万円を超えている。また、滞納者の固定化や長期滞納者の増加、複数の税・使用料等が未納となっている滞納者がいる現状にある。その主な要因としては、長引く不況を反映した給与削減やリストラ、近年の経済的動向による雇用形態の変化から生み出される貧富の格差、病気等による収入減で納められないケースがある一方で、納付意識の欠如</p>

や経済観念の低さ、さらには支払能力がありながら故意に納付に応じない悪質なケースも見受けられる。町では、収納率向上対策推進本部の設置や徴収担当専門員を配置し、滞納者には戸別訪問等を行い相談や分納など適切な対応に取り組み、高い収納率の維持と一定の徴収成果も得ていることから担当者の努力を評価したい。しかし、特別な理由もなく長期にわたり滞納を続けていると判断された場合は、税負担・使用料等の公平性を期する観点からも、滞納者個々の経済状況を十分に調査分析し、毅然とした態度で徴収に当たるなど、真面目に税・使用料等を納めている多くの町民に対して不公平感が生じないよう町の債権管理に関する規則等を整え、一層の強化を図る必要がある。今後の方策として、支払い能力がありながら納めないなど、悪質な滞納者については、給与や預貯金の差し押さえ等を検討しているとのことであるが、現在の職員体制のままで更に滞納整理業務を推進させるには限界とを感じる。近年は徴収専門の係等を新設する町村もあることから他町村を参考に前向きに取り組むべきと考える。さらに、徴収困難な滞納者については今後も、十勝市町村税滞納整理機構の組織を活用した広域的な取り組みが求められるが、所在不明や処分を執行する財産がないなど一定の法的要件に達したものは、滞納処分の執行停止や不納欠損処理もやむをえないと感じる。なお、滞納を発生させない対策として、今年度よりコンビニ収納を開始しているが、現在はコンビニ納付を希望する場合は改めて手続きが必要となるので、当初よりコンビニでも可能な納付書を送付することで利便性が向上すると考えられる。今後も町民の要望に耳を傾け、多様な生活ニーズに配慮した納付方法など、納めやすい環境づくり、効果的な手法を望むものである。行政を推進する上で自主財源の確保は極めて重要であり、公平な負担・徴収は不可欠なことから、住民の理解を得るためにも日頃から税・使用料等に対する啓発推進、納付意識の向上に今後も努められたい。

2、管外町有地について。苫小牧市及び白老町に所在する町有地については、境界杭により確認できる状況にあり不法投棄等もなく適切に管理されている。両箇所はカラマツ及びカラマツと天然林が混在した混雑木林であり、立木についても現在のところ商品価値が乏しい状況である。所在位置、周囲の状況から当面は現状維持により保有することはやむを得ないものとするが、定期的に点検し、適切な保全管理並びに周辺状況を把握し適宜に対応されるよう望む。

以上です。

加納議長
服部
委員長
加納議長

総務文教常任委員長の補足説明があれば求めます。
ございません。

以上で総務文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。

日程第7、議報告第7号「産業厚生常任委員会所管事務調査報告」

藤 内
総務係長

を行います。

職員に調査事項及び所感のみ朗読させます。

議報告第7号。

平成26年12月11日。

士幌町議会議長、加納三司様。

産業厚生常任委員会委員長、加藤宏一。

産業厚生常任委員会所管事務調査報告。

本委員会は、閉会中に所管事務調査を実施したので、その結果を報告します。

第1、調査事項。第6期介護保険料等について。

5ページをごらんください。

第6、所感。江差町は、介護保険料が全道の中でも高い位置にあるが、その背景としては介護保険施設が多く町民の入所率も高いこと、さらに民間経営の居宅事業所数も多く介護サービス等を潤沢に受けやすい環境を作り出していることがあげられる。このことは、第6期介護保険計画にも大きく影響するとしていた。独居・高齢者の世帯や介護認定者も年々増加する中、今後も居住地に住み続けたいとの調査結果をもとに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるシステム作りを、住民の協力を得て進めている。その一つとして、高齢者見守り支えあいネットワーク「チーム江差」を今年4月からスタートし、地域や各事業所全体で高齢者の安否確認や日常生活変化等について見守り、異変に気付いた時は地域包括支援センターに連絡をするもので、早期に問題を発見して効果的な支援へと繋げていく取り組みであり、既に70の事業所がチームに加入し、現在、各商店街等への加入促進を働きかけている。

奥尻町は、全国一介護保険料が低い町で、その要因としては多くの高齢者が漁業や農業に従事しており、高齢になっても働く環境にあることがあげられる。しかしその一方で、介護サービスの事業所が少なく、離島という環境から民間事業者の新規参入も見込めないなどサービスを受けたくても受けられない現状がうかがえた。介護福祉施設の待機者も多く「高くてもいいから介護サービスを利用したい」との要望が多く寄せられていて、課題解決は非常に厳しい状況にあると感じた。このことから、第6期介護保険料があがる要素は少ないものの微増を予想していた。また、介護に従事する専門職や職員の確保が困難で、募集しても応募がなく日常的に職員が不足し対応に苦慮している現状もあるが、認知症サポーターや市民後見人など各種養成講座等を実施して高齢者の見守りに取り組んでいる。高齢者が増加する中で、今後も思うような介護サービス等が受けられなければ、離島による人口減少を招くと危惧していて、島独自の介護サービスの構築を模索していた。

北斗市は、第4期に道の財政安定化基金1億4,700万円を借り入れ、その償還に伴い次期保険料が大幅な上昇に繋がるため、一般会計から介護保

険会計に2億円を繰り入れて介護保険料を抑制した経緯がある。この施策にあたっては、市、市議会、市民が情報を共有し十分な議論を重ね理解のもとに進めてられており、結果、異論は出されなかったとしていた。この対応には疑問もいだが、介護サービスは全て民間運営で行っていて、保険料の大幅な上昇を抑えるための苦渋の選択だったと推測する。また、介護保険施設入所者の8割程が市民で、介護給付費も伸びている状況から適正化支援専門員を置き検証しており、これが平成25年度の保険給付伸び率の抑制に繋がり効果が出ているものと期待していた。今後も専門員指導のもと介護の資質の向上に努めるとともに、第6期介護保険計画についても策定委員会が中心となって検討を進めていくとしていた。

3市町の視察を経て、いずれも介護サービス利用者の増と比例して介護給付額の増大に繋がっており、各々の市町村事情のもとに介護保険料の算定が大きく影響していることが理解できた。また、様々な介護予防事業に取り組んでいるものの、目まぐるしく変わる法改正、介護制度が複雑に絡み担当者の苦慮している実態も見受けられた。介護保険事業を安定して継続していくためには、高齢者の皆さんが生きがいを持ち働きいかに健康で長生きしてもらうのか高齢者福祉対策の方針を明確にして、それに基づいた取り組みを進めていくことが一層求められる。

本町も保険者数が年々増え、平成25年度保険給付費も増加しているが、特定健診率は40.3%と3市町と比較すると高い受診率となっていて、職員の介護予防に向けた取り組み、日々の努力がうかがえる。今後も介護予防事業を推進していくとしており、そのためには若い時から健康に関心を持ってもらい生活習慣病の予防に繋げていくとともに、特定健診やがん検診などの受診向上と各地域に出向いた介護予防の推進。要介護者に居宅サービスを多く利用してもらい、施設サービスの利用を増やさない取り組みが望まれる。町は、保険料の基準額を5,000円に抑えたいとしているが、第6期介護計画で算定される保険料は5,000円を超えることが予測されている。保険料の上昇を抑えるためには、道の財政安定化基金からの借入を極力避け、介護給付費準備基金の運用を見極めて残高に配慮した繰入を行うとともに、保険料が高額になった時には町民、議会の理解を得た上で一般会計からの繰入も考えなければならないと感じた。今後、制度改正に伴い要支援1・2の方は通所介護と訪問介護のみ地域支援事業に移行するが、種々の課題を検証し第6期介護保険計画策定に活かすとともに、説明と情報の共有によって、町民の信頼と介護保険に対する理解を深めてもらうことがより重要と考える。

以上です。

産業厚生常任委員長の補足説明があれば求めます。

ございません。

加納議長
加藤
委員長

8	加納議長	<p>以上で産業厚生常任委員会所管事務調査報告を終わります。</p> <p>日程第8、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p>
	寺田総務 企画課長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田より説明申し上げます。</p> <p>平成26年度土幌町一般会計補正予算〔第5号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年11月21日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。</p> <p>今回の補正予算は、12月14日執行されます第47回衆議院議員総選挙、第23回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の計上でございます。</p> <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ645万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億2,934万1,000円に改めたものでございます。</p> <p>それでは、歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款4項5目衆議院議員総選挙費で、1節報酬から14節使用料及び賃借料まで合計で645万8,000円を追加するものでございます。特定財源としまして、道支出金であります総選挙委託金に全額の645万8,000円を計上しております。なお、人件費の内訳につきましては、次ページ、6ページ、7ページに給与費明細書を添付しておりますので、参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより承認第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
9		<p>日程第9、議案第1号「とちかち広域消防事務組合の設立について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田 副町長	<p>議案第1号 とちかち広域消防事務組合の設立について説明をいたします。</p> <p>本案は、十勝圏域における消防体制のさらなる充実強化を図るため、十勝19カ市町村でとちかち広域消防事務組合を設立し、消防団にかかわる事務以外の消防に関する事務を共同で処理するものであり、地方自</p>

治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

十勝19市町村では、平成21年4月より十勝圏複合事務組合に消防広域推進室を設置し、十勝圏域における消防の広域化に向けた協議検討を重ねてきた結果、災害現場から最も近い消防署所からの出動による現場到着時間の短縮や組織体制の効率化など住民サービスの向上及び財政的な効果が期待できることから、本年3月28日に消防組織法第34条の規定に基づく十勝圏広域消防運営計画を策定し、先月4日の市町村長会議において規約案について合意したものであります。

規約の主な内容につきましては、組合の名称、位置、組合議会や執行機関の組織、経費の支弁方法など、地方自治法第287条に定められた項目について規定するものであります。

第1条では、組合の名称について規定をしたものでありまして、名称はとちかち広域消防事務組合であります。

第2条は、組合を構成する地方公共団体で、十勝管内の19市町村であります。

第3条は、共同処理する事務でありまして、消防団に係る事務以外の消防に関する事務と規定をするものであります。

第4条は、組合の位置であります。

第5条は、組合議会の議員についてでありまして、議員の総数を38名とするものであります。これは、この半分、19名については均等に配分し、残り半分についてはそれぞれの人口で割り振ったものでありまして、本町の場合につきましては1名であります。

第6条及び第7条は、議員の選挙及び任期について定めたもので、議員は市町村の議会の議員から選出するというものであります。

第8条は、議長、副議長に関するもの、第9条は議会の事務局に関するものであります。

第10条から第14条までは、執行機関に関するものでありまして、第10条では組合長についてで帯広市長を組合長とすること、副組合長は18町村の長及び帯広市の副市長から1名を副組合長とするものであります。

第12条では補助職員、第13条及び14条では監査委員及びその事務局に関するものであります。

第15条、第16条は、組合の経費にかかわる規定でありまして、議会費、公平委員会費、監査委員会費のそれぞれの市町村の負担割合を定めたもので、均等割が20%、人口割を80%とするものであります。

第17条は、雑則であります。

附則第1は、施行時期でありまして、北海道知事の許可のあった日からであります。

第2では、経過措置としまして、共同処理までの間第3条の事務について準備することとするものであります。

第3では、それぞれの組合が解散することにより消防に関する事務を承継することとするものであります。

なお、組合の設立は平成27年5月、事務の共同処理の開始は平成28年4月をそれぞれ予定しているところであります。

以上で議案の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。11番、大西議員。

大西議員 この目的は、住民サービスを充実させるということで、広域で近いところから出動するというで、町村別ではなく、早く行けるところから行くことで住民の消火だとかいろんなことのサービスになるのだと思うのです。ですけれども、今現在行っているところより住民サービスが届かなくなる例があると思うのです。なぜかという、署だけでやってしまったから、消防団は町外から一切外に出ないよという、今現時点ではそういう決めがありますから。簡単に言えば、今音更地区の豊田地区で火災が起きたとき、音更から来るより土幌から来るから土幌署は近いのです。だけれども、土幌署からそこへ行くまでと云ったら15分ぐらいかかります。中土幌の消防団なら5分ぐらいで行けるのです。ということは、10分かそこらの遅れがあります。消防の消火の最大のどうしたらいいかというのは、一分一秒でも早く消火することなのです。5分も10分もたってしまうとだめなのですけれども、燃えてしまっているのです。だから、それは住民サービスで署を広域化することによって不利益をこうむる場所が私は今考えているのは、私は中土幌だから豊田地区や何かはそうなるのだろうなと思っています。今後消防団が町外のところも行けるようにしていかないと、不利益をこうむる住民は結構ほかの地区もあるのだと思うのです。その辺は町長どう考えますか。

加納議長 消防署長、どうでしょうか。

荒田 消防署長、荒田より大西議員さんの質問にお答えいたします。

消防署長 現在の広域の見直しについては、現段階では消防署自体の組織づくりを重点に置いている次第であります。確かに大西議員さんの言うとおり、消防団は地元管轄ということでしかまだ話し合われていないのが現状であり、今後の課題にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 これ決めてしまったら、後でそれは追加どこでしていくの。さしあたり署だけはやりますよという、広域やりますよということだけれども、消防団については町管轄だから一切町外に出さないということが今の決めの中で決まっているはずですよ。だから、せっかく住民サービスのために広域化するのに今より不利益になる地域が出たとしたら、それをどうやってカバーするかを考えていないと、それをどういうと

ところで、これからの議会ができてから、そこでそういう話をしていくのか、それがはっきり見えてこないと我々もやはりそう簡単に賛成ですというわけにはいなくなってくるのです。だから、こういう形でまずはやってみるけれども、こういうことで不利益があったり、いろいろな問題があるところについてはいつまでに解消していきたいというような、そういう時系列なあれを出してもらわないと、ただ経済的なことだけでやってしまって、今署から行くと、これ多分あっちこっちでできてくるのだと思うのです。だって、署は1つしかないのですから。団は各地域に、士幌は2つしかないのですけれども、鹿追だって3つある、音更だと7分団があるのかな。近いところが絶対あると思うのです。士幌だってこっちからだったら、署から行くより音更の7分団かな、あそこらぱっと来たほうが近いとか、そういうのは絶対あると思うのです。そこをなぜ話し合わなかったかなと思って。

我々消防団も言ってみれば消防団員は町外を出ないのだという話を聞いたのは本当にこの間なのです。全然消防団にそんな話来ていないのです。この間の正副団長、署長会議で消防長からそういう説明をもらったから、それはおかしい話をしたのですけれども、全然我々消防団員はそれは聞いていなかったです、町外に出たらだめだという。

(何事か言う者あり)

大西議員

今までは、音更で火事あって、ただきのうの行政懇談会みたいに電話がどうしても音更に入ってしまうから、だからうちの中士幌の分遣所の前を音更の消防車が走って、大牧のほうへ火事を消しに行ったり、何だよ、消防車走っていったぞと。絶対中士幌から出たほうが、第2分団から出たほうが早いのです。この間も音更の基線のすぐ音更側であったときはこっちから火事見えたので、中士幌の人が通報したから、中士幌からすぐ行って消せたのです。今は電話が全部音更に入ってしまうから、音更の署がこっちから行ったほうが近いのに自分らが出ていくのです。何か消防って昔から定火消しと町火消しがいつも縄張り争いやっていたあれがずっといまだにあるのか。だから、今は近くから、連絡来れば音更町でも行っています、我々は。だけれども、それがいろいろ経費が他町村に行くとかかるから、向こうからどうするかとかという、そういう問題があるのかどうか知りませんが、今は行けるのです。別に何もなしに応援に行きますから。

(何事か言う者あり)

加納議長
柴田
副町長

ちょっと町長、座談会ではないので。町長、何か……副町長。
今回の広域につきましては、消防署所に関する部分ですので、消防団にかかわる部分は除いているわけですし、団につきましては今も北十勝消防事務組合の条例の中で運用されています。今度は町の条例の中に消防団の条例が入ってきますので、そこでそれを策定する段階でそういうことを検討していくということで、今現在北十勝の本部のほ

うで条例の検討をしているというふうに聞いています。ですから、その決める段階でまた協議させていただきたいなというふうに思っております。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

だから、条例が北十勝4町でやっているから、4町はどっち行っても今はいいのです。だから、町の条例になったら町しかだめでしょう、基本的には。今北十勝4町の消防事務組合だから4町は出れるけれども、町の条例になったら町内しかだめになってしまうでしょう。そこで閉まってしまうでしょう。だから、前からこの広域というのは通信のデジタル化だけの話だったのだから、それで金かかるからということで、その上に住民サービスをなんてつけなくてもいいのをつけてしまって、だから通信網だけは広域でやればよかったのです、今のままで。だって、4町で広域なのだから、2町集まってやれば広域なのですから。今北十勝4町と広域でやっているのだから、その中の運用、今まで何十年も、もう35年以上になるのかな、北十勝消防事務組合できて、その中でやっているのだから。そして、不利益をこうむる地域がいっぱい出てしまったら何もこれをやる意味が、ただ金のためにといいだけの話になってしまうでしょう。住民サービスをなんて上につけたって、そんなのならなくなってしまうでしょう。そこを署だけをやるのだといって消防を抜いてやってしまったから、こういう問題が今になって出てくるのです。

加納議長

暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

加納議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副町長。

柴田
副町長

今度は団の命令権者というか、町長になります、団は。ですから、この次から今作業に入っているその条例の制定について、その中で町村間の協力やら応援体制について何らかの検討をしていければというふうに思いますが。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

我々心配しているのは、今までより体制が悪くなったら何にもならないから、それをきちっとするにはどうするかということで、今町長が任命権者だから他町村と話し合えばみたいなうやむやな答弁でなく、だから考えたら町の条例だと町長がよそ行っていいのだよと言ったら、ほかの町村がうちはそっち行けないからいいよとなってしまうたらどうもならぬわけでしょう。北十勝4町だからみんなで行けるといいう話になっているだけです。だから、今副町長が言うように広

域化になったらおかげで行ける、言ってみれば土幌町の奥のほう、30何号については上土幌から来たほうが近いから上土幌から来るよというような説明あるけれども、そういう利点は出たのです。だけれども、それと付随して消防団が近くにいれば行けるようなのをこれに入れないと、絶対町村ごとの条例になってしまったらそれは難しいです。来ていいというところと、行きますよと言ったって、いいと言われたら困るのだし、ただ決め事だけを町内でつくるだけでないから、やっぱり応援、消防団ってそういうものでしょう、組織というのは、団員というのは。どこにうちの町内から出ていきませんなんて、中土幌なんか1km四方全部だめですもの、出ていけないですもの、火事になったって。

加納議長 町長。

小林町長 基本的には消防署が一番近いところに行くという実測をやってですから、例えば土幌でいけば北地域は土幌消防署よりは上土幌消防署から行ったほうが良いという配置をしているのですけれども、あと消防団のかかわりというのは、例えばうちの中土幌に消防団の分団所があるのですけれども、全部があるわけではないです。十勝管内でいけば、例えば上土幌だって上土幌消防団が1つあるだけです。そうすると……

(何事か言う者あり)

小林町長 だから、基本的には消防署が今は近いところ行くということなのですけれども、消防団の指導計画の中にはその中で現行計画に基づいて消防団と署の連携を今後検討していくということになっていますから、今後やっていく中で消防団が出たほうが良いかどうかというのは、今後恐らく消防団があるところについてはそういう調整をしていくのだらうというふうに思います。そういうことになっていくのだと思います。基本的には署の整理としてはそうするのですけれども、例えば中土幌の町内でいけば今の消防団の計画はそのまま継続するということです。その連絡によっては中土幌消防団から出るという形も出てくるのだらうかと、そうなるのだと思います。そこはまだ詰めをしていないのですけれども、地域消防力の維持という書き方の中では消防団とそこは連携をしていくという、調整をしていくという書き方なのです。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 町長は、今の僕が話したことを理解してもらって、こういう会議の中で、というのは私は心配したのは北十勝消防事務組合の消防長が正副団長、署長会議の中でそれを説明して、町外には出ませんというきちっとした枠を言ってしまったから、おかしいのではないかという話になったのだけれども、消防長では私はどうもならぬというようなもので。ですから、ぜひこういうこともあるのだよということ、これで

我々が賛成すれば決定するのだと思いますけれども、それを踏まえて会議があったときにきちっと消防団も広域に出れることをつくっていかないと、何のために署だけの広域なのだということ、多分あっちこっちでそれはあると思うのです。署は各町村1つしかないけれども、分団は音更なら7分団、上士幌3分団、鹿追も3分団かな、士幌は2分団しかないけれども、絶対近くにあるのです。士幌に近いところもあったり、清水のほう、芽室のほうに近いところがあたりという形があると思うので、それは消防団にも話おろして、よくそれを相談しながら、検討というよりそういうふうにできるような組織にしてほしいなと思います。それだけ要望しておきます。

加納議長
小林町長

町長。
いずれにしても、今後スタートする中で今の話はちょっと消防本部と詰めた話をしていきたいと思っておりますけれども、今の言い方で例えば消防団の出動体制というのはこういう言い方していたのです。消防団の出動体制及び出動範囲は、現行の各市町村の出動計画を継承すると、基本的にはこういうことで、それから消防団との連携ということなのだけれども、直近署所にかかわらず消防団の出動を伴う場合は必ず管轄消防署も同時に出動をし、消防団との連携体制を現行どおり継承するということになるのですけれども、そうするとその場所によってはいろんなケースが出てくるのだと思っておりますけれども、いずれにしても消防団が行ったほうが近い場合もあるという話は消防本部とよくしてみたいと思っております。

加納議長

ほかにございませんか。よろしいですか。

(なし)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

10

日程第10、議案第2号「北十勝消防事務組合規約の変更について」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田
副町長

議案第2号 北十勝消防事務組合規約の変更について説明をいたします。

本案は、十勝19市町村で消防に関する事務の共同処理を行うとかち広域消防事務組合を新たに設立することに伴い、北十勝消防事務組合の解散後の事務の承継を円滑に行うため、あわせて組合規約に関係条文を追加し、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるも

		のであります。
		事務の承継につきましては、常設消防に関する事務をとまち広域消防事務組合、同組合の共同処理事務に含まない消防団に関する事務を各構成町村が承継するものであります。
		以上で説明を終わります。
	加納議長	説明が終わりしましたので、これより質疑を許します。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第2号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 1		日程第11、議案第3号「北十勝消防事務組合の解散について」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第3号 北十勝消防事務組合の解散について説明をいたします。 本案につきましては、消防に関する事務の共同処理を行うとまち広域消防事務組合を新たに設立することに伴いまして、同組合において事務の共同処理を開始する前日の平成28年3月31日をもって北十勝消防事務組合を解散しようとするものでありまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。
		以上で説明を終わります。
	加納議長	説明が終わりしましたので、これより質疑を許します。ございませんか。11番、大西議員。
	大西議員	解散するのは決まりでいいのですが、あれをつくるときに土幌町も500万円ぐらいだったかな、財産を取得するために、事務所をつくるために構成町で金出し合ったのです。もう20年ぐらいになるから、多分500万円ぐらいだったと思うのですが、土幌町も。その財産はどういう処分をするのですか。
	加納議長	暫時休憩いたします。
		午前11時52分 休憩
		午前11時54分 再開
	加納議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 11番、大西議員。

大西議員	<p>これどうも何十年もたってしまって、みんなもよく記憶ないのだけれども、もし万が一そういう財産があったとすれば、解散する場合にはその財産をどうするかということが大事だと思うのです。それは音更消防署に上げてしまうというのなら、それはそれでいいのだと思うのですけれども、やはり解散のときには財産をどうするかということも大事だと思うので、公共の金ですから、その辺をよく昔のやつにあれして調べて、それはやっていただきたいなと思います。</p>
加納議長	町長。
小林町長	<p>ちょっとまだ北十勝内部で解散するときには財産処分をするというのは正式に組合内部で協議しているわけではないですけれども、当然今言われたように組合の所有する財産をどうするかというのは解散のときまで恐らく構成町4町で協議してどうするかということを決めるのだと思います。</p>
加納議長	ほかにございませんか。
	(な し)
加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
	(な し)
加納議長	討論なしと認め、これより議案第3号を採決いたします。
	本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
	(異 議 な し)
加納議長	異議なしと認めます。
	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 2	<p>日程第12、議案第4号「十勝圏複合事務組合同規約の変更について」を議題といたします。</p>
	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
柴 田 副 町 長	<p>議案第4号 十勝圏複合事務組合同規約の変更について説明をいたします。</p>
	<p>この議案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により十勝圏複合事務組合同規約の変更を行うもので、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、十勝圏複合事務組合の教育委員会組織の所要の整理に係る十勝圏複合事務組合同規約の変更について地方自治法290条の規定により議会の議決を求めるものであります。</p>
	<p>改正の内容につきましては、第13条第2項、これは教育委員会に関する規定でありまして、組合に教育委員会を置き、その委員会の組織に関するものでありまして、内容は教育委員会は5人の委員をもって組織するというふうになっているわけでございますけれども、これが法律により新たに教育長と教育委員を別に任命するということになるために教育長及び4人という文言に改めるものであります。これによりまして教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織するとい</p>

		うふうになるものであります。
		附則の施行時期につきましては、平成27年4月1日とするものであります。
		附則の2では、旧教育長の制度である教育委員の場合は従来どおりとするということとするものであります。
		以上で説明を終わります。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第4号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 3		日程第13、議案第5号「農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについて」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴田副町長	議案第5号 農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについて説明をさせていただきます。
		これにつきましては、農業共済条例第155条第5項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。
		これは、平成25年度末の剰余金処分後の額1億3,807万8,340円のうち360万円を取り崩しまして、一般損害防止事業に充てようとするものであります。一般損害防止事業の内容につきましては、従来から実施しております畜舎等衛生事業に100万円と家畜防疫舎整備事業として260万円の合計360万円の財源に充てようとするものであります。
		以上で説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 4		日程第14、議案第6号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題といたします。

柴田副町長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第6号 損害賠償額の決定及び和解について説明をいたします。</p> <p>この議案につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により損害賠償額が決定し、和解が成立したことにより議会の議決を得ようとするものであります。</p> <p>和解の内容でございますけれども、平成26年の10月24日、公務遂行中に発生しました物損事故によるもので、賠償額は13万2,247円、和解の内容はこの件に関し今後一切の請求、異議を申し立てないというもので、相手方につきましては記載のとおりであります。事故の内容につきましても記載のとおりでありまして、総合研修センター東側の駐車場内においての駐車中の車に対する接触事故ということでありませぬ。</p> <p>本人の不注意による事故が原因と思われますとともに、今後はこのようなことがないように注意をしていきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。11番、大西議員。</p>
大西議員	<p>今までは誰がやったのかということ町職員の氏名もちゃんと報告していたのに、何で今回はないのですか。相手側だけ名前出して、こっち側の名前がないというのは、前から加害者の名前は、加害者というか、町職員も名前を出すということだったのですけれども。</p>
加納議長	<p>副町長。</p>
柴田副町長	<p>これについては、損害割合が今回については100・ゼロということで、今まで20・80とか40・60ということで、それぞれの和解ということで名前を出していたのですけれども、議案としてはその損害割合が今回100・ゼロということなので、こちら側のほう、相手に対して100%損害賠償するということですので、名前を出しておりませぬ。ただ、今回は〇〇〇〇の〇〇ということでございますので、〇〇の名前は〇〇〇〇です。</p>
加納議長	<p>11番、大西議員。</p>
大西議員	<p>今の副町長の説明理解できないのだけれども、3・8だとかなんとかというときには名前出すけれども、こっちが100%悪いから名前出さないのだと、100%だと絶対書かなければだめでしょう、こっちが絶対悪いのだから。和解しても事故起こしたのが誰かと、だから職員が事故起こすといろいろ職員の中のペナルティーあるわけでしょう。名前は出すことということで今まで出てきたから、今言う10対90だとかというのは出したけれども、100・ゼロだったら無論絶対出さなければだめです、絶対悪いのだから、100、やった人が。そうでしょう。だから、副町長の説明が俺理解できないというのだ。30対70だと</p>

かそういうときは出すけれども、全面的にこっちが悪いのだからとい
ったら、絶対悪いやつなら書けばいいでしょう、そんなの。不注意な
のだから。だって、相手の名前も出てしまっているのだから、加害者
の名前書かないというのおかしいでしょう。今までは出すということ
できたのだから。

加納議長 暫時休憩。

午後 0時05分 休憩

午後 0時09分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

小林町長 これは、先ほど言ったような原則でいけば議案として提出するのは
町と相手方ということですから、議案に個人の名前が入るのはなじま
ないのかなということなのですが、ただ今後の扱いとしては口頭で一
応名前はお話をすることにして、今回もそしたら〇〇〇〇〇〇
〇なので、教育長のほうから名前についてお話をしたいと思います。

加納議長 教育長。

堀江教育長 事故を起こした者でございますが、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇とい
う〇〇職員でございます。当日は〇〇〇〇〇の会議を開催しておりま
して、〇〇〇〇の〇〇さんの停車中の車に衝突したものでございまし
て、翌日〇〇〇〇が〇〇〇〇に〇〇を連れて出かけるときの〇〇〇〇
でございました。こすっただけなのですが、損害額は13万2,000何が
しとなったものでございます。何とぞ議決いただきますようよろしく
お願いいたします。

加納議長 ほかに質問ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

15

日程第15、議案第7号「副町長の選任について」を議題といたしま
す。

暫時休憩いたします。

午後 0時11分 休憩

(柴田副町長退席)

午後 0時11分 再開

加納議長 それでは、会議を再開いたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。

小林町長 議案第7号は人事案件であります。副町長の選任であります。

副町長の任期が今月の12月14日で任期満了となることから、引き続き現在の柴田副町長を再任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

加納議長 説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

暫時休憩いたします。

午後 0時12分 休憩

(柴田副町長入場)

午後 0時12分 再開

加納議長 会議を再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は15日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 0時12分)